

会 議 録					
行田市教育委員会 令和2年第4回 3月定例会					
招集年月日	令和2年3月26日(木)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	3月26日(木)	午後 2時00分	教育長 鈴木トミ江	
	閉会	3月26日(木)	午後 4時55分	教育長 鈴木トミ江	
教育長	鈴木トミ江	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	鈴木 トミ江				
2	岸田 昌久				
3	鹿山 高彦				
4	飯塚 千十世				
5	大久保 英子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	江利川芳治	書記長	諸貫 忠秋		
生涯学習部長	藤井 宏美	書記次長	白井 克典		
学校教育部次長		書記	久積 史明		
兼学校教育課長	荻原 章				
生涯学習部次長					
兼ひとつくり支援課長	福原 智				
教育総務課長	諸貫 忠秋				
学校給食センター所長	満井 房子				
スポーツ振興課長	細谷 博之				
文化財保護課長	中島 洋一				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	風間 重文				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	今井 良和				
教育研修センター所長	春田 盛男				
学校教育課主幹	上野恵美子				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 今回は、議案26件、日程第1・議案第18号は、人事案件であることから非公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 2月定例会及び臨時会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>	
	<p>議案第19号 令和2年度行田市教育行政重点施策について</p>	<p>教育総務課長 事前に素案を確認していただいた各委員の意見をもとに修正したものが、本日の案となっている。 表紙をめくっていただいたページから本文となっており、行田市教育大綱に定める8つの基本方針の順で、◎と○があり、◎が最重点事業であり、点検評価の対象となるものである。 2ページの◎学力向上支援教員の配置の本文、2箇所にある「児童」の後に「生徒」を加筆、「成果を示す指標」及び「年度目標」にある「科目」を「教科」とする訂正をお願いする。 まず、事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料に基づき説明する。(内容別紙資料1のとおり) 次に、意見とは別に事務局として精査し、変更した箇所について説明する。(内容別紙資料2のとおり)</p>	

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第20号 行田市教育委員会職員の職 名に関する規則の制定につ いて</p> <p>議案第21号 行田市学校運営協議会規則 の一部改正について</p>	<p>教育長 何かあるか。</p> <p>岸田委員 例年より市長部局との意思の疎通が深まっている施策である と感じている。市全体で教育改善に努めてほしい。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は教育委員会事務局及び教育機関の事務職員の職名を定 める規定であるが、少人数学級編制の廃止や会計年度任用職員 の導入による見直しとともに、市長部局の規定と形式を合わせ るために、全部改正を行おうとするものである。 第1条は趣旨を定めるもので、少人数学級編制に係る市費負 担教職員の規定を削除するものである。 第2条は、従前の第2条及び第3条を、市長部局の規定内容 に合わせ、教育委員会の事務局及び教育機関全体として共通の 職名をまとめるものである。 なお、施行期日は令和2年4月1日とするものである。</p> <p>教育長 何かあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校運営協議会の設置根拠となっている地方教育行 政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行 うものである。 学校運営協議会の設置は、地教行法の第46条の6で定めら れていたが、この度の会計年度任用職員制度の導入に伴い、県 費教職員の非常勤講師について規定する第46条の3が削除さ</p>
--	---	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第22号 行田市学校運営協議会委員 の委嘱・任命について</p>	<p>れ、条ずれが生じたことから、第46条の5に改めるものである。 なお、施行期日は令和2年4月1日とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、平成30年度に設置した16校に係る委員の任期満了に伴い、新たに運営協議会委員の委嘱または任命を行おうとするものである。保護者や地域住民、学識経験者については委嘱、当該学校の校長及び教職員は任命となる。 学校から推薦のあった185名に委員に就任いただくが、任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となる。 なお、校長及び教職員については、人事異動等による変更が生じるが、その場合、後任者がその任にあたる。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>鹿山委員 委員に校長、保護者を任命、委嘱していない学校があるがどういうことか。</p> <p>教育総務課長 任期が4月1日からであることから、現校長が定年を迎える学校は校長の任命を除いている。保護者を委嘱していないのは、学校において、保護者ではなく地域住民や学識経験者と位置づけているからである。</p> <p>大久保委員 保護者とは、子供が在学中の場合ということか。</p>
--	---	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第23号 行田市教育委員会障がい者 活躍推進計画について</p>	<p>教育総務課長 子供が在学中であるが、任期が2年であり、卒業後も学校によつては、地域住民等に位置付け、継続をお願いしているケースもある。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、平成30年に、障害者の雇用に関する国や地方での不適切な計上の実態が判明したことを受け、令和元年6月に改正した「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、教育委員会としての計画を新たに策定しようとするものである。改正法においては、国や地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務と、任命権者ごとに計画を策定することが義務付けられたところである。</p> <p>計画の構成は、目次のとおりであるが、基本的にすでに策定が完了している市長部局のものと同様の内容となっている。</p> <p>1ページ「Iはじめに」は、計画の趣旨を定めるものである。下から4行目、行田市のあとに教育委員会を加え、「行田市教育委員会障がい者活躍推進計画」と訂正をお願いする。</p> <p>2ページ、「II計画期間」は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。</p> <p>「III計画の推進体制」として、計画の推進や点検、見直しを行うための委員会組織を設けることとしている。</p> <p>IV、Vとして、毎年8月に点検、見直しを行い、公表することとしている。</p> <p>3ページ、「VI目標及び取組」、(1)採用に関する目標は、6月1日時点の法定雇用率以上である。現在の法定雇用率は、2.5%であるが、計画期間中にも変更が予定されること、また、実際の雇用は、市長部局で行い、法定雇用率の報告も、教育委員会を含む行田市全体として行うこととなっているため、具体的な、雇用者数や雇用率の設定はしていない。</p> <p>参考として、令和元年6月1日現在の教育委員会の雇用者はいないが、市全体の雇用率は2.35%、必要な雇用者数13人に対し、13人の雇用がある。</p>
--	---	--

		<p>取組内容は、雇用推進者の選任のほか、教育委員会で独自に採用が可能な会計年度任用職員についての配慮を定めている。</p> <p>(2) 定着に関する目標は、6か月以内での短期間の離職や、望まない離職とならないよう、取組内容にあるような配慮事項を定めるものである。</p> <p>4ページ、(3) 職場満足度に関する目標として、アンケート調査による把握を掲げている。</p> <p>(4) キャリア形成に関する目標として、能力向上のために研修の受講を掲げており、市長部局や外部での研修受講や、休暇の取得促進を掲げている。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>岸田委員 本市では、市長部局と教育委員会の2つの計画があるという認識でよいか。</p> <p>教育総務課長 従業員50名以上の企業が計画を策定する対象であり、市、教育委員会、消防署で策定している。</p> <p>岸田委員 市と教育委員会の違いはどのようなか。</p> <p>教育総務課長 教育委員会で直接雇用する訳ではないため、その部分は、市を適用するという形になっている。</p> <p>鹿山委員 この計画により、教育委員会においても、法定雇用率を遵守することになるのか。</p> <p>教育総務課長 教育委員会の職員も市長部局の採用であり、雇用法定率は行田市全体としての報告となる。</p>
--	--	---

		<p>鹿山委員 別々に計画を策定する意味はあるのか。</p> <p>教育総務課長 計画は別に作る必要があり、教育委員会の計画においては、雇用条件ではなく、雇用後、その人にどう活躍していただくかがメインとなっている。</p> <p>飯塚委員 雇用に関する目標等は、市と同じ文言なのか。</p> <p>教育総務課長 市は在籍数を下回らないとし、教員委員会は雇用率を全体で2.5%としている。</p> <p>飯塚委員 計画中の「させる」「させないようにする」は、仕向ける言い回しであり、不適切に感じる。</p> <p>教育総務課長 内容だけでなく、言い回し等についても各委員から意見を伺いたい。</p> <p>飯塚委員 このような言い回しを使用していない自治体が多い。</p> <p>教育長 言い回し以外の内容はよろしいか。</p> <p>岸田委員 言い回しの部分について持ち回り協議としてはどうか。</p> <p>教育長 言い回しの部分を継続審議とし、持ち回り協議としてよろしいか。</p> <p>【継続審議】</p>
--	--	---

<p>議案第24号 行田市教育委員会事務局処理規則の一部改正について</p>	<p>※内容修正のうえ、3月30日（月）持ち回り協議を実施</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長</p> <p>本案は、行田市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に伴い、行田市教育委員会事務局規則の学校教育課の事務分掌に「行田市いじめ問題対策連絡協議会及び行田市いじめ問題調査委員会に関すること」を加えるための一部改正である。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等あるか。</p>
<p>議案第25号 行田市学力向上支援教員に関する規則の制定について</p> <p>議案第26号 行田市日本語学習支援員に関する規則の制定について</p> <p>議案第27号 行田市学校図書活動推進教員に関する規則の制定について</p> <p>議案第28号 行田市特別支援教育支援員に関する規則の制定について</p> <p>議案第29号 行田市さわやか相談員に関する規則の制定について</p> <p>議案第30号 行田市外国語指導助手の勤務条件を定める規則の一部</p>	<p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長</p> <p>平成29年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日以降、臨時職員、嘱託職員及び特別職非常勤職の一部が会計年度任用職員に移行することとなった。</p> <p>教育委員会で、会計年度任用職員となる「行田市学力向上支援教員」「行田市日本語学習支援教員」「行田市学校図書活動推進教員」「行田市特別支援教育支援員」「行田市さわやか相談員」「行田市外国語指導助手」に関し、それぞれの趣旨や職務等について別に定める必要があるため、当該規則を制定するものである。</p> <p>議案第25号、行田市学力向上支援教員に関する規則については、本市の小・中学校における児童生徒一人ひとりの基礎的及び基本的な学習内容の定着並びに学力の向上を目指し、習熟度や課題に応じた指導のために配置する学力向上支援教員に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>議案第26号、行田市日本語学習支援員に関する規則につい</p>

<p>改正について</p>	<p>ては、市内の小中学校に在籍している外国人児童生徒や長期間外国で過ごした児童生徒に対する教育の充実を図るため、平成23年4月から日本語の学習支援を実施している日本語学習支援員に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>第3条中、「学校長は、」の後にある「児童等が在籍し、」の削除、その続きにある「日本語学習支援員の配置を申請するとき」の後に「は、」を加筆、2箇所の訂正をお願いする。</p> <p>議案第27号、行田市学校図書活動推進教員に関する規則については、本市の小・中学校における学校図書館の機能の充実及び活性化を推進するため、児童生徒の読書習慣の定着及び読解力の向上を図るために配置する学校図書活動推進教員に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>議案第28号、行田市特別支援教育支援員に関する規則については、小・中学校における特別支援学級又は通常の学級において特別な支援が必要な児童生徒の教育活動の充実を図るため平成13年4月から配置している特別支援教育支援員に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>議案第29号、行田市さわやか相談員に関する規則については、小・中学校におけるいじめや不登校等の問題の重要性に鑑み、児童生徒、保護者からの相談等に応じるとともに、学校、家庭、地域社会との連携を図るため、平成26年4月から各中学校2名配置しているさわやか相談員に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>議案第30号、行田市外国語指導助手の勤務条件を定める規則の一部改正については、非常勤特別職として任用していた外国語指導助手が会計年度任用職員となるため、規則の一部改正をするものである。</p> <p>教育長 議案第25号について何か意見等あるか。</p> <p>岸田委員 今までのパワーアップサポーターと学力向上支援教員との違いはどのようなか。</p> <p>学校教育課長 パワーアップサポーターは、対象を小学校3、4年生の算数</p>
---------------	--

		<p>と限定し、勤務時間も週19時間以内としていたが、学力向上支援教員は、勤務時間、週4回以内、1日につき6時間以内、対象を小学校3～6年生、中学校1～3年生とし、教科は、国語、算数、数学、英語としている。</p> <p>学校教育課主幹 パワーアップサポーターについては、規則では定めていなかった。</p> <p>鹿山委員 報酬の第8条「令和2年規則第」の後が、空欄になっているがどうか。</p> <p>教育総務課主幹 市長部局で定める「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」がまだ公布されていない。公布後、その番号が入る。</p> <p>教育長 議案第26号について何か意見等あるか。</p> <p>教育長 議案第27号について何か意見等あるか。</p> <p>教育長 議案第28号について何か意見等あるか。</p> <p>鹿山委員 この議案第28号と議案第30号が他と違い、報酬を規定する箇所において、「調整する」という文言がないが違いは何か。</p> <p>学校教育課主幹 それぞれの報酬については、「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」に規定されているものである。</p> <p>大久保委員 これらの規則は、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴うものとの認識で良いか。</p>
--	--	--

	<p>議案第31号 行田市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について</p>	<p>教育長 その通りであり、それぞれ整理したものである。</p> <p>教育長 議案第29号について何か意見等あるか。</p> <p>教育長 議案第30号について何か意見等あるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けている一方、文部科学省は教職員の業務量の適切な管理や職員の健康、福祉の確保のために講じる指針を定めている。 この指針の通知において、教職員の在校等、時間の上限等を教育委員会規則等で定めることとしているため新たに規則を制定するものである。 第3条第1項では、教職員の時間外勤務の上限時間を月45時間、年間360時間とし、第2項では、突発的な対応等により、時間外を勤務しなければならない場合の範囲を定めている。 なお、この内容については、国が示した勤務時間の上限に準じている。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>岸田委員 この規則は特別措置法に基づくものであると思うが、労働基準法との関連はどのようなか。</p> <p>学校教育部長 労働基準法が一般原則であるが教職員の勤務時間については、特別法を優先するものである。</p>
--	--	--

	<p>議案第32号 行田市社会教育指導員設置 規則の一部改正について 議案第33号 行田市同和対策集会所指導</p>	<p>教育委員会は、教職員の服務等の管理義務があることからこの規則を定めるものである。</p> <p>岸田委員 1月45時間とあるが、週の上限は規定しないのか。</p> <p>学校教育部長 積み上げたものを月で運用するものである。</p> <p>岸田委員 変形労働時間制になるのか。</p> <p>学校教育課長 本市では、変形労働時間制を定める考えはなく、週や年で上限を定めるものである。</p> <p>岸田委員 勤務時間の管理はどうなっているのか。</p> <p>学校教育課長 平成29年6月から suica 等を使い、出勤及び退勤時間を管理している。</p> <p>岸田委員 時間外手当はあるのか。</p> <p>学校教育課長 給料に4%の調整額が付いていることから、時間外手当はない。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 議案第32号は、地方公務員法及び地方自治法の改正法が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員</p>
--	--	--

<p>員設置規則の一部改正について</p>	<p>となる社会教育指導員の任用、報酬等規定の一部改正を行おうとするものである。</p> <p>第4条で教育委員会が任用すること、第7条で報酬等の額は「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」を適用することを定めるものである。</p> <p>なお、施行期日は令和2年4月1日とするものである。</p> <p>議案第33号は、地方公務員法及び地方自治法の改正法が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員となる同和対策集会所指導員の任用、報酬等の一部改正を行おうとするものである。</p> <p>第4条で教育委員会が任用すること、第7条で報酬等の額は「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」を適用することを定めるものである。</p> <p>なお、施行期日は令和2年4月1日とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>岸田委員 会計年度任用職員の服務が厳格化された。任用する際、きちんと説明をお願いします。</p> <p>教育長 承知した。</p>
<p>議案第34号 行田市社会教育指導員の任用について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長 本案は、令和2年4月から会計年度任用職員となる行田市社会教育指導員について関口博文氏及び田村隆信氏を任用したく、諮るものである。</p> <p>2人は再任である。</p> <p>任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間である。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p>

	<p>議案第35号 行田市同和対策集会所指導員の任用について</p>	<p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長</p> <p>本案は、令和2年4月から会計年度任用職員となる行田市同和対策集会所指導員について小林澄江氏及び平社正俊氏を任用したく、諮るものである。</p> <p>小林澄江氏は再任、新任の平社正俊氏は、平成30年3月まで熊谷市役所にて行政職として勤務、現在、太田地区青少年健全育成協議会長、太田地区体育協会会長、下須戸集会所運営委員であり、人権教育に識見豊かである。</p> <p>任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間である。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p>
	<p>議案第36号 行田市放課後子ども教室統括コーディネーター及びコーディネーターの委嘱について</p>	<p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>ひとつくり支援課長</p> <p>本案は、行田市放課後子ども教室統括コーディネーター設置要領に基づき、統括コーディネーター2名の委嘱、行田市放課後子ども教室事業実施要綱第9条第2項に基づき、放課後子ども教室実施校11校に1名ずつコーディネーターを委嘱するため、お諮りするものである。</p> <p>統括コーディネーターは2人とも再任、コーディネーターは、1番と4番が新任、その他は再任であり、11人中9名が学区内在住である。</p> <p>任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間である。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p>

	<p>議案第37号 行田市スポーツ推進委員の 委嘱について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>スポーツ推進委員は、本市のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、スポーツ基本法において位置付けられており、その委嘱にあたり、「社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱する」ものとされている。</p> <p>現在は35名のスポーツ推進委員により活動をしているが、この委員の任期が、令和2年3月31日をもって満了となることから、改めて各地区体育協会から推薦書の提出をいただいた次期スポーツ推進委員候補者29名の委嘱について諮るものである。</p> <p>このたび推薦があったのは、29名で、男性が26名、女性が3名という委員構成となっており、25名が再任、4名が新任である。</p> <p>新任の16番橋本豪輝氏、22番木村充氏、24番山谷広治氏、25番金子吉宏氏は、それぞれスポーツに関する深い関心を持ち、各地区体育協会が主催する行事に積極的に参加するなど、地域のスポーツ振興に対しそれぞれご尽力をいただいている。</p> <p>スポーツ推進委員の定数は、行田市スポーツ推進委員規則第3条において、「37名以内」と規定されている。現在のところ、定数までには若干余裕あり、定数確保に向け、地区体育協会などを通じて随時、働きかけていく。</p> <p>委員の任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>
	<p>議案第38号 行田市地域公民館長に関する</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>

<p>る規則の制定について 議案第39号 行田市生涯学習推進員設置規則の一部改正について 議案第40号 行田市地域公民館主事及び公民館協力員設置規則の制定について</p>	<p>中央公民館長</p> <p>本案は、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、地域公民館の全ての職員が、会計年度任用職員に移行するため、それぞれの職について、職務、任期、報酬等の勤務条件を定めるものである。</p> <p>なお、議案第38号及び議案第40号は新たに規則を制定するもの、議案第39号は規則を改正するものである。</p> <p>議案第38号については、第2条で館長の職務、第4条で館長の要件及び教育委員会が任用すること、第5条で勤務時間は月40時間、第6条で報酬等の額は「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」を適用することを定めている。</p> <p>議案第39号については、会計年度任用職員となる生涯学習推進員の任用、報酬等の規定の追加等の一部改正をしようとするものである。</p> <p>第4条で教育委員会が任用すること、第6条で勤務時間を月90時間、第7条で報酬等の額は「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」を適用することを定めている。</p> <p>議案第40号については、第2条で主事及び協力員の職務、第4条で主事及び協力員の要件及び教育委員会が任用すること、第6条で主事の勤務時間を週37時間30分、協力員の勤務時間を1日7時間、第7条で報酬等の額を「行田市会計年度任用職員の報酬等に関する規則」を適用することを定めている。</p> <p>教育長</p> <p>何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
<p>議案第41号 行田市公民館における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の廃止について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>中央公民館長</p> <p>市の公共施設に設置している防犯カメラに関する要綱は、設置場所ごとに制定されているが、防犯環境整備の観点から「行田市防犯カメラ設置及び管理に関する要綱」として、各要綱を集約することとしたため、当要綱を廃止するものである。</p> <p>教育長</p>

		<p>何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 「行田市防犯カメラ設置及び管理に関する要綱」と廃止するこの要綱に大きな違いはあるか。</p> <p>中央公民館長 目的は同じであり、市で一つにまとめたものであるため、大きな違いはない。</p> <p>岸田委員 小・中学校の防犯カメラについてはどうなっているのか。</p> <p>教育総務課長 今後は、市の要綱で運用することとなる。</p> <p>岸田委員 市の要綱には、施設等が規定されているのか。</p> <p>教育総務課長 施設、その管理者等が規定されている。</p> <p>大久保委員 防犯カメラは全公民館、同時に設置されたのか。また防犯カメラが可動していることを知らせているか。</p> <p>中央公民館長 忍・行田公民館は平成29年の建替えの際に設置、他の公民館は、その後、市民の寄附を活用し、設置を行った。 また、防犯カメラの可動については、玄関付近にステッカーを貼り周知している。</p> <p>岸田委員 以前、公民館において、何かあったのを記憶しているが。</p> <p>中央公民館長 事務室内に不審者が侵入したことがあったと聞いている。</p>
--	--	---

	<p>議案第42号 行田市立図書館管理規則の一部改正について</p> <p>議案第43号 行田市視聴覚ライブラリー管理規則の一部改正について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>図書館長</p> <p>この2議案は、利用者の利便性を向上し、利用の増加を図るため、図書館及び視聴覚ライブラリーの開館時間を変更するものである。また、実態に沿った休館日の変更、その他所要の改正を行うものである。</p> <p>議案第42号については、第2条で開館時間を9時30分から9時に、第3条で年始の休館日を1月5日までから3日までに改めるものである。第5条の館外利用について、現在、当図書館で熊谷市、鴻巣市、加須市、羽生市に居住している者に図書館資料の貸出が可能となっているため、規定に熊谷市、鴻巣市を加える。第11条第3項で規定する複写サービスについて、1枚につき10円を白黒の場合は1枚につき10円、カラーの場合は1枚につき50円、さらにA3は1枚につき80円に改めるものである。</p> <p>様式の改正については、様式第2号は、利用者カードの裏面の漢字に読み仮名をふるとともに、図書館の住所と電話番号を加えるものである。様式第3号は宛名の後の「様」を削るものである。</p> <p>なお、施行期日は令和2年4月1日である。</p> <p>教育長</p> <p>何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員</p> <p>開館時間を30分早くすることで市民サービス向上が図られるが、人員や予算について変更は生じるのか。</p> <p>図書館長</p> <p>もともと出勤時間は8時30分からであり、準備を1時間から30分に短縮するものである。昨年図書館システムを入れ替えたことにより、返却処理がスムーズに行えるようになったこと、また昨日返却された本のコーナーを設置したこと等により、時間短縮が図れている。</p>
--	--	---

	<p>議案第18号 行田市教育委員会所管人事 について</p>	<p>岸田委員 年始の開館日を2日間増やすことについての変更はどうか。</p> <p>図書館長 運用により、例年4日から開館していたが、規則を合わせるものである。</p> <p>鹿山委員 複写サービスにおいて、国は著作権について、規定しているが、市はどのようなか。</p> <p>図書館長 国や県の図書館に準じ、運用を行っている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	---

その他特に重要と認める事項

- 1 次回定例会開催予定日 令和2年4月23日(木) 午後2時00分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員

委員